

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

IV 労働判例・労働委員会命令

概要

☆ 今期(八七年一月一日～一二月三一日)の最高裁判例は、三七件であり、すべて小法廷判決である。このうち、不当労働行為の「使用者」性について判断した阪神観光事件、併存組合下における組合事務所・掲示板貸与の組合間差別について不当労働行為とした日産自動車事件、部分ストのスト不参加者の賃金請求権・休業手当請求権を否定したノースウェスト航空事件などが、とくに注目される。

☆ 下級審でも重要な判例が多く出されているが、八七年四月からの国鉄民営化と、その前後の労使紛争を背景にした、国鉄・JR関係の判例が多いのが今期の特徴である。

☆ そのほか、時代を反映して、組合内部の左右対立、配転出向・整理解雇をめぐる争いがいくつかみられる。

☆ 労働委員会における解決・和解日数は平均五年余におよび、審理遅延傾向は依然つづいているが、有効な改革案はいまだに出されていない。

☆ 中労委命令は二二件出されており、このうち駿河銀行事件、日本添加剤工業事件、静岡相互銀行事件、東京焼結金属事件、滋賀交通事件、オガワ製作所事件などが注目される。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)